

共済給付金請求書とあわせて添付書類を提出してね。
添付書類は事由発生日後の証明書が必要だよ。



● 祝 金

給付項目	給付事由	金額	添付書類	注意事項
結婚	会員が結婚したとき	10,000円	会員との続柄・入籍日が確認できる証明書 ・戸籍謄本（全部事項証明書） ・婚姻届受理証明書 いずれか1通（写しも可）	<ul style="list-style-type: none"> 変更届もあわせて提出ください。（住所・家族の追加など） 結婚で氏（姓）が変わった場合は、結婚後の氏（新姓）をご記入ください。 結婚式の日ではなく、婚姻日となります。
出産	会員または配偶者が出産したとき ●多児出産は1児につき1件	10,000円	会員との続柄が確認できる証明書 ・戸籍謄（抄）本 ・住民票 ・健康保険証 ・医師または助産師の作成する出生証明書 ・母子手帳の出生届出済証明、等 いずれか1通（写しも可）	<ul style="list-style-type: none"> 変更届もあわせて提出ください。（家族の追加）
入学	生計を一にする会員の子が小学校または中学校に入学したとき ----- 今年度新たに対象となる方 ●2024年4月に入学した会員の子	8,000円	入学が確認できる証明書 ・入学通知書 ・学校長の証明書 ・在学証明書、生徒手帳 等 いずれか1通（写しも可）	<ul style="list-style-type: none"> 入学予定であっても、入学前に保険金請求をおこなうこと（前もって3月に請求する等）はできません。 転入学や編入学は含みません。
二十歳	会員が満20歳の誕生日を迎えたとき ----- 今年度新たに対象となる方 ●H16.4～H17.3.31に生まれた方	5,000円	会員の満年齢が確認できる証明書 ・健康保険証 ・運転免許証 ・住民票 ・戸籍謄（抄）本 ・パスポート ・マイナンバーカード いずれか1通（写しも可）	<ul style="list-style-type: none"> 民法の成年年齢ではありません。 会員が誕生日を迎えてからの申請となります。
還暦	会員が満60歳の誕生日を迎えたとき ----- 今年度新たに対象となる方 ●S39.4～S40.3.31に生まれた方	5,000円		<ul style="list-style-type: none"> 会員が誕生日を迎えてからの申請となります。
結婚記念	銀婚 会員が婚姻届を提出して満25年を迎えたとき ----- 今年度新たに対象となる方 ●H11.4～H12.3.31にご結婚された方	5,000円	会員との続柄および結婚年数が確認できる証明書 ・戸籍謄本（全部事項証明書）（写しも可。ただし、該当期間経過後のもの。）	<ul style="list-style-type: none"> 会員が婚姻日を迎えてからの申請となります。
	珊瑚婚 会員が婚姻届を提出して満35年を迎えたとき ----- 今年度新たに対象となる方 ●H1.4～H2.3.31にご結婚された方	5,000円		
	金婚 会員が婚姻届を提出して満50年を迎えたとき ----- 今年度新たに対象となる方 ●S49.4～S50.3.31にご結婚された方	5,000円		
永年勤続	15年 ----- 会員資格のある従業員が現在の勤務先において同一企業に連続して勤務し該当年数を迎えたとき（満年数）	5,000円	入社年月日が確認できる証明書 ・労働基準監督所に届けた従業員名簿 ・社会保険、労働保険に係る確認通知書等 ・健康保険証 （資格取得年月日が従業員となった日と同一の場合） ・事業主の証明書等 いずれか1通（写しも可）	<ul style="list-style-type: none"> 「個人事業主」及び「法人の代表者」は対象外です。 会員が従業員となった日からそれぞれの勤続年数を経過してからの申請となります。
	20年 ----- 今年度新たに対象となる方 ●H21.4～H22.3.31 入社の方 ●H16.4～H17.3.31 入社の方	5,000円		
	30年 ----- 今年度新たに対象となる方 ●H 6.4～H 7.3.31 入社の方	5,000円		